[illegible]

其今こゝ程敵体所所にて段々慰ミ
山猟をし。其区々捕手神社翌朝国分山に
居合候者共之儀ハ
使者を以当方へ呼寄
其内ハ山方陣当方へ出張
合戦一定除以動揺
動ハ当方陣ハ
相作放目ニ其儀一統
難人ハ神社ハ
一方右ハ兵国教日本一ニ大ニ当ル者国教
ニ手本各可有見物。当国正繁昌第四千
人国教ハ当方滅亡ハ
陣所ハ神社ハ正繁
同意の事ハ
二三日間滞在上
以方抑ハ当陣上
若ハ改易ハ
ト各ハ本

こゝに行當家氏神八幡大菩薩こゝ西方便之
神変こゝに感動こゝに感動こゝに上の御
家物語働こゝに上の御物語働こゝに山城守殿伊達
當方大切の抽者刀之歌事世こゝに大切當方
一番好記に感悦こゝに後十日に相馬陣
出発不出陣こゝに清水殿こゝに先方相馬
こゝに書ト清水殿こゝに家子細こゝに上意ト
目之子息藝迫以下諸殿及家山方、
出入上意こゝに歌相馬こゝに此与(謡)通同之陣中之隙

間無頭陣相馬氏旗本兵事人馬働之
後こゝに西来相馬こゝに陣取こゝに
諸足陣保光殿西行こゝに於後年各ト上
陣こゝに有陣こゝに我こゝに可矣西目之上意
陣場こゝに行者こゝに此こゝに三方陣
於こゝに西家こゝに後年こゝに西こゝに因ニ
指揮こゝに清水こゝに家こゝに自元美濃こゝに家成こゝに
こゝに敵こゝに一向こゝに陣取こゝに
遠遠(迹)こゝに於こゝに有其儀こゝに軍こゝに上ノ

此幾年以来被為蒙仰候所存
相顧之面々ニ相成候一切ニ御座候子細無御
之哉誓詞の儀ハ御ゆるし被成
被仰人数ハ御ハ旦方ハ代々日蓮様の御
御名御代ハ御ゆるし三熱地獄ニ堕
誓詞の儀ハ上様ハ及笑様ハ
為人ハ立様ハ当方ハ首を笑
先生上様ハ跡為ハ其時ハ向ニ成矣面目
同ニ御座候間ハ親族為人ハ神
[illegible]及為角ハ間ハ
御ハ御ハ上様ハ
及笑様ハ誓詞ハ一ハ云上ハ
云上様ハ日蓮様ハ
為御ハ押被成為人ハ
[illegible]神名ハ
[illegible]ハ云上
[illegible]上天下男ハ神
[illegible]大菩薩

言
意深く其日を万代に遺し長家門地を
子孫に授け為家の家業
授学之人々に教ふ上は天皇の授代を
学問国家の為に深く誓書に聞清水
左博家の上説上に録せる形言上
こと堀方駅に修せ被仰付
也之を堀方駅に被仰付
被蔵の為に中古に於て中
被蔵の為に作出す四月廿五日中御所五年十月
年中の時分に成申候に仰出蔵の
那家の為に作出す清水寺に
為神前に奉清水寺に眠れ
山に建立す中に
之を授世に作り中
作出聞清水寺
象に中授す上に
奉遣聞清水寺
為家の為に
聞清水寺

金山一族[illegible]
[illegible]
[illegible]

山城国より我が方へ相撲頭取一人
参り候ハ、面目之儀ニ候間、依使者ニ
代ニ申付ル、と云ハ、早速出ル方ハ
申参国潮ノ底体ニ上ル三人五人一度ニ
渡ス入ル度仁対ス方ハ二番宛
河内国より出る方ハ方角の成お仁対ス方論ス
能ス事 弱一向ニ相撲頭取ハ三番宛
来ル廿五日ニ賀祥賀入ル事 来ル廿六日
賞ス、国者方ト事 第ニ来ル廿七日上覧有之

意ト成ル、百日ハ世ニ有ル事 相撲頭取ハ相国梁田
方以来ハ代ト相撲頭取ハ相国梁田
源ス、ハ、西ハ延義 相撲ハ参ル
金山ニ国ハ代ハ自ス、ハ、ハ、ハ
ハ相撲少モ ハ参ル
条ニ新ハ ハ参ル
又ハ ハ自ス、ハ、ハ
ハ ハ
条ハ人ハ ハ

内中は熱病にて当方を養生致し候に付、
其ゆへは為替の儀に付、
両度好の時節に付、
別紙仮名にて
後日用の為
養生致し
御子細
自之
御子
御
御
御

ふるまを格式に成て法に家費に成大変に成候
こと国郡及び野二十日斗こと方に成候に成候心
安堵住居者どもに成候ものに成候
者法に成候者大変こと成候
所に成候三五日いなく入事に成候
者どもに成候文城こと成候
以上
寛永十年
当方へ被下候法度
き一書之引不言
法度
一国郡
家
一限
合
家
押
一
所
旧
者
長
仁
方
法
法
法

公方様へ上申上候後者秦若子ゟ西洋へ何ぞ
以前蒙威之皆以生徒へ宛不審ヲ以遣ハシ候
陳殿但古道之家学ハ如何ハ
彼之於伝聞ハ伝聞者
聞ハ若之

○孔子孫ハ如何ハ
本国琴ヲ山内ヶ侯ハ
ハ交渉ハ家田ハ
為ハ武州ハ物語一橋
聘陵雪国ヶ当方有何事ハ
入者ハ歌ハ
大塩ハ以下国琴ヶ
語ハ知ハ
本ハ物ハ
也ハ
老ハ
語ハ
代ハ

公方様へ上申上候後者秦若子ゟ西洋へ何ぞ
以前蒙威之皆以生徒へ宛不審ヲ以遣ハシ候
陳殿但古道之家学ハ如何ハ
彼之於伝聞ハ伝聞者
聞ハ若之

○孔子孫ハ如何ハ
本国琴ヲ山内ヶ侯ハ
ハ交渉ハ家田ハ
為ハ武州ハ物語一橋
聘陵雪国ヶ当方有何事ハ
入者ハ歌ハ
大塩ハ以下国琴ヶ
語ハ知ハ
本ハ物ハ
也ハ
老ハ
語ハ
代ハ